

さいたま市水道局告示第4号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項に規定する指定給水装置工事事業者の更新を同法第25条の3の2第3項に基づき、次のとおり指定の更新を決定したので、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第40号）第11条第2号の規定により告示する。

令和8年1月13日

さいたま市水道事業管理者 小島豪彦

1 指定の更新を決定した指定給水装置工事事業者

- 次の表のとおり

指定番号及び名称	第1290号 新埼玉環境センター株式会社
住所	埼玉県比企郡嵐山町大字志賀432番地3
代表者名	小田正樹
従前の指定の有効期間満了日	令和7年12月27日
指定の有効期間（更新）	令和7年12月28日から令和12年12月27日まで